

介護福祉士養成科

訓練生募集のご案内

福島県立テクノアカデミー郡山

訓練期間:平成30年4月～平成32年3月(2年間)

求職中の方でこれまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等の方を対象として、専門的な知識・技能を学び、介護福祉士の資格を取得し、介護福祉業界への正社員就職を目指す、2年間の教育訓練を委託により実施します。

《介護福祉士とは》

介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格です。介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項において『介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。』と位置づけられています。

介護福祉士国家資格は、介護を必要とする方々のさまざまな生活行為・生活動作を補い、支える知識と技術を有する介護の専門資格として認知されています。

受講対象者

新規学卒者の方は応募できません。

次のすべての条件を満たす方が対象となります。

- (1) 高等学校卒業以上(これに準ずる方を含む。)の最終学歴を有する方
- (2) 公共職業安定所に求職申込をしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けられる方
- (3) 概ね45歳未満の方
- (4) 就業経験において不安定就労の期間が長いことや安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった方又は出産・育児等により長期間離職していた女性等
- (5) 介護福祉士資格の高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する方
- (6) 当該訓練コースを修了し介護福祉士資格を取得する明確な意思を有する方
- (7) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングにより当該訓練の受講が必要と認められる方

定員

30名(県内訓練実施機関合計)

受講料

受講料は無料です。ただし、テキスト代や保険代等は、訓練生の個人負担となります。個人負担経費の詳細については、「訓練実施機関一覧」(p.3以降)の《特記事項》をご覧ください。なお、補講等により追加経費が発生する場合があります。詳細については、各訓練実施機関へご確認ください。

申込期間

平成30年 1月19日(金)～2月28日(水)

申込方法

お住まいを管轄するハローワークの職業訓練窓口に応募書類を提出してください。その際、受講申込書には希望する訓練実施機関名を記載していただきます。※応募に際しては、職業訓練窓口でジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けていただきます。

応募書類

- (1) 委託訓練受講申込書(介護福祉士養成科用)
- (2) 平成30年度 介護福祉士養成科 志望動機記入用紙
- (3) 高等学校卒業(これに準ずるもの)を証明するもの
 - 最終学歴が高等学校、短大、大学、大学院、専門学校の場合・・・高等学校の卒業証明書(原本)
 - 高等学校卒業程度認定試験の合格者の場合・・・高等学校卒業程度認定試験の合格証明書(原本)

裏面に続きます

選考日時

平成30年 3月8日(木)午前9時30分開始

※なお案内状は送付いたしません。開始10分前までには受付を済ませてください。

(申込状況により選考日時が変更になる場合があります。その場合は電話にてご連絡します。)

選考場所

福島県立テクノアカデミー郡山

〒963-8816 郡山市上野山5番地

TEL 024-944-1663

※「選考会場・案内図」(p.7)をご覧ください。

選考時の駐車場は確保してあります。

選考内容

作文、面接 ※選考当日は筆記用具を持参してください。
※作文は、応募書類の志望動機記入とは異なります。

選考結果通知

平成30年3月15日(木)結果通知発送

※文書にて選考結果を通知いたします。選考結果についてのご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

訓練実施機関

「訓練実施機関一覧」p.3以降をご覧ください。

各訓練実施機関で施設見学会を実施します。
長い訓練期間になりますので、実際に訓練を受ける場所や内容を事前に必ず確認されることをお勧めします。施設見学の詳細は、「訓練実施機関一覧」(p.3以降)を参照してください。

その他

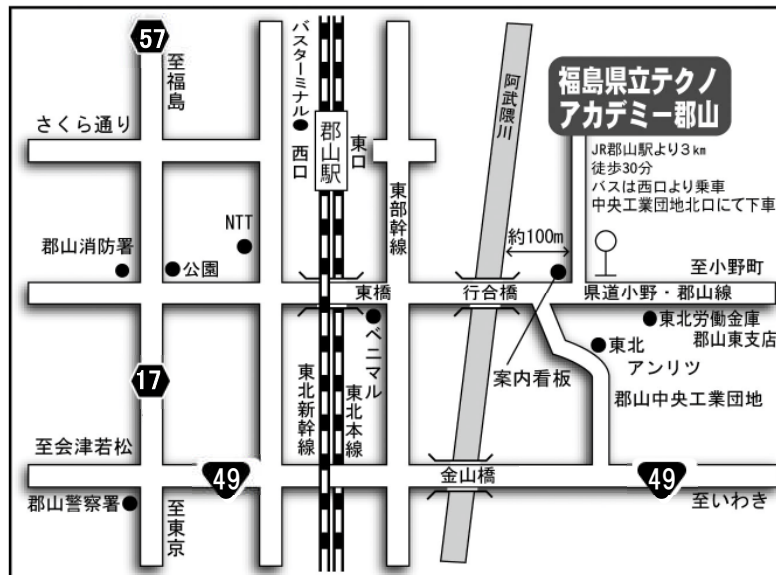
- (1)訓練期間の詳細は、「訓練実施機関一覧」(p.3以降)の《訓練期間》をご覧ください
- (2)国家資格(介護福祉士)の資格を得るためには、各教科の所定の授業時間に出席(単位を取得)することが必要になります。訓練は、養成施設の一般学生と同じクラスで受講していただきます。なお、介護福祉士に関わる必須科目以外は訓練実施機関により、カリキュラム内容、時間、行事等は異なります。
- (3)訓練は、主に月曜から金曜に実施し、土、日、祝日が休講となり、夏期、冬期、春期の長期休暇があります。また、施設外実習等では、土、日、祝日の訓練や、宿泊を伴う訓練、訓練時間の変更等、通常訓練と異なる場合があります。訓練開始時間等は、訓練施設により若干異なります。
- (4)本訓練においては、休学や留年制度はありません。また、成績不良や欠席が多いなど進級や修了に必要な要件を満たさない場合や、学校の秩序を乱し、学則その他の規則に反するなど、訓練生として不適切な行為を行った場合は退校となることがあります。
- (5)介護福祉士国家資格取得制度が改正され、平成29年度から平成33年度までの養成施設卒業者については、卒業の翌年度から5年間、暫定的に介護福祉士資格が与えられますが、本訓練においては、暫定的ではなく永続的な資格を取得するため、訓練修了時に、国家試験を受験します。その際の受験料は、訓練生の個人負担となります。
- (6)この訓練は国との協議及び2月に開催される県議会による予算議決のうえ、実施します。

【介護福祉士国家資格の取得方法変更について】

平成28年3月31日、社会福祉法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、介護福祉士国家資格取得制度が以下のとおり改正されました。

1. 平成29年度から、養成施設卒業者に対し、国家試験の受験資格が与えられます。
2. 平成29年度から33年度までの間、養成施設の卒業者は、国家試験受験の有無に関わらず、卒業の翌年度から5年間介護福祉士の資格を有することになります。この5年間に、国家試験に合格するか、介護の業務に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き介護福祉士としての資格を有することができます。
3. 平成34年度以降の養成施設卒業者については、国家試験に合格することにより介護福祉士資格を取得することができます。

選考会場・案内図



ご質問、お問合わせは

福島県立テクノアカデミー郡山

教務課 経営企画担当（鈴木）

〒963-8816 郡山市上野山5番地

TEL 024-944-1663 FAX 024-943-7985

